



第 4号様式（第 4条関係）

行政文書非公開決定通知書

22総事第 11 号
平成 23 年 2 月 1 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠 一 様

実施機関
名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 山 田 雅 雄



平成23年1月20日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	改革推進本部' 10 の内容がわかるもの（議事録等）
公開しない理由	請求のあった行政文書については作成しておらず、存在していないため。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 総務局事業改革推進室 TEL 052-972-2263

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
（問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153（直通） FAX:052-972-4127）
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



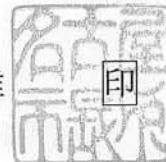
第5号様式（第5条関係）

行政文書公開決定等期間延長通知書

22総事第 10 号
平成23年2月1日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠 一 様

実施機関
名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 山田 雅 雄



平成23年1月20日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	改革推進本部'10の会議資料（第1回・第2回）
名古屋市情報公開条例 第11条第1項の規定に よる決定期間	平成23年1月20日 から 平成23年2月3日 まで
延長する期間	平成23年2月4日 から 平成23年2月17日 まで
延長の理由	公開請求のあった行政文書については、公開・非公開についての内部検討に時間を要し、また業務繁忙であることから、決定期間を延長します。
備考	＜期間の延長決定を行った所管課・公所＞ 総務局事業改革推進室 TEL 052-972-2263

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。